

勤労身体障害者体育館条例（昭和 52 年岩手県条例第 10 号。以下「条例」という。）第 6 条第 2 項の規定により、岩手県勤労身体障害者体育館の利用料金を次のとおり承認した。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 表 1 に掲げる額（附属の施設又は設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表 2 に掲げる額を加算した額）
- 2 条例第 3 条の規定による許可を受けた場合にあっては、表 3 に掲げる額
- 3 1 により算出した額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額

表 1 施設の利用料金

区 分			普通利用料金								特別利用料金
			全館貸切使用						区分使用	個人使用	
			9時から 12時まで	12時から 17時まで	17時から 20時まで	9時から 17時まで	12時から 20時まで	9時から 20時まで	1区分1時間 までごとに	1人4時間 までごとに	
入場料等を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する 場合	学生及び生徒	円 2,650	円 4,150	円 5,530	円 6,800	円 9,680	円 12,330	円 480	円 80	休日割増料 日曜日、土曜日、 国民の祝日に関する 法律（昭和 23 年法律 第 178 号）に規定する 休日、12 月 29 日から 31 日までの日並び に 1 月 2 日及び 3 日 に、その他の催しに 使用する場合におい ては、普通利用料金 の額の 2 割に相当す る額（100 円未満の端 数は、切り上げる。） を別に徴収する。
		一般	5,300	8,300	11,060	13,600	19,360	24,660	820	90	
	その他の催しに 使用する場合	26,480	41,470	55,320	67,950	96,790	123,270	2,410			
入場料等を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する 場合	学生及び生徒	5,300	8,300	11,060	13,600	19,360	24,660	680		
		一般	10,600	16,600	22,120	27,200	38,720	49,320	1,150		
	その他の催しに 使用する場合	39,720	62,210	82,980	101,930	145,190	184,910	3,790			

備考 1 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。

- 2 全館貸切使用の場合において、使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えるときは、その超える時間 1 時間につき、9 時前及び 20 時後のときは 17 時から 20 時までの、9 時から 12 時までのときは 9 時から 12 時までの、12 時から 17 時までのときは 12 時から 17 時までの、17 時から 20 時までのときは 17 時から 20 時までの区分の利用料金の額の 1 時間当たりの額を加算した額とする。この場合において、1 時間未満の端数があるときは、30 分以上は 1 時間とし、30 分未満は切り捨てる。

表 2 附属の施設又は設備の利用料金

区 分		利用料金	
		アマチュアスポーツに使用する 場合	その他の催しに使用する 場合
トレーニングルーム	1 時間までごとに	円 190	円 370
放送設備	1 時間までごとに	220	520
バスケットボール用具	1 式 1 時間までごとに	130	260
バレーボール用具	1 式 1 時間までごとに	30	60

バドミントン用具	1式1時間までごとに	30	60
卓球用具	1式1時間までごとに	60	120
アーチェリー用具	1式1時間までごとに	70	140
テニス用具	1式1時間までごとに	40	80
ゲートボール用具	1式1時間までごとに	40	80
いす（1人用）	1脚5時間までごとに	20	40
机	1個5時間までごとに	30	60
電気料及び暖房料	電気を使用する場合又は暖房を使用する期間においては、実費を基準として知事が定める額に相当する額		

表3 条例第3条の規定による許可を受けた場合の利用料金

1人1時間までごとに160円
